

人権擁護委員 —— 新たに高橋氏を任命

人権擁護委員 (50音順)

氏名	住所	電話番号
伊藤 清子	大谷4057-2	232・7315
大西 幸道	国分北2-13-40	231・5074
柴崎 政光	上今泉1-17-4	231・5457
高橋 祐子	杉久保1269	238・4847
土屋 喜良	柏ヶ谷383	233・1982
西海 久子	中野186	238・3928
二見 隆江	本郷5204-口	238・5574
山田 憲政	中新田2-10-15	232・6633



▲新任の高橋氏

人権擁護委員の尾上高穂氏の任期満了に伴い、後任委員として高橋祐子氏(たかはし・ゆうこ、杉久保在住、48歳)が新たに任命された。

高橋氏は、人権擁護委員としての経験が豊富で、広く社会の事情に通じ、人権擁護について理解のある方を市長が推薦し、法務大臣が委嘱します。



市コミュニティバス

回数券の広告を募集

市では、コミュニティバスの回数券(150円券21枚つづりの冊子)を10月に販売する予定です。

そこで、市と事業者のみなさんとが協働してコミュニティバスを運行するという考えから、回数券の表紙に掲載する広告を募集します。

▽規格・色 3枚×5枚
・墨1色
▽募集枠 1枠
▽回数券発行部数1000部
▽発行予定日10月1日

また、任期は7月1日から平成21年6月30日までの3年間です。なお、退任された尾上氏には法務大臣から感謝状が贈呈されました。

人権擁護委員は、人権意識が高く、広く社会の事情に通じ、人権擁護について理解のある方を市長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

▽掲載料 15万円(10回数券の優待(150円券×100部)に活用)
▽掲載決定 応募多数の場合は、総合的に判断して決定
▽掲載できないもの ①政治または宗教に関するもの ②公共の秩序または善良の風俗に反するもの ③公衆に対して不快感を与えるもの ④個人および団体等の意見広告 ⑤その他市長が広告掲載として適当でないと思われるもの
▽その他 広告のデザインは申込者が作成。

※詳しい内容は市ホームページをご覧ください。

申 7月31日(月)必着で申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に広告見本・必要書類を添付して、都市計画課へ持参してください。

同課 (☎235・9391)。

市教育委員会では、9月から学校の余裕教室を市民のみならず構成する団体に開放します(原則として学校側で利用しない日・時間に限り)。なお、楽器の使用など大きな音の出る活動や施設等を損傷する恐れのある活動はできません。

▽対象 市内で活動し、市内在住・在勤・在学者が半数以上の団体 ※事前に団体登録が必要です
▽開放する教室 柏ヶ谷小、上星小、今泉中の各1教室
▽開放時間 平日 午後6時～9時
▼土・日・祝

市内には、8人の人権擁護委員(左上表)がいますので、お気軽にご相談ください。

市民相談室(11広聴相談課内 ☎292・0880)。

市の施設でご利用時間を延長

市役所など 午後5時30分までに

施設名	7月1日からの利用時間
1 海老名市役所	午前8時30分～午後5時30分
2 市役所連絡所(東柏ヶ谷連絡所)	午前10時～午後5時30分
3 市役所連絡所(かしわ台連絡所)	午前10時～午後7時
4 保健相談センター	午前8時30分～午後5時30分
5 中部福祉館	午前9時～午後5時30分
6 子育て支援センター	午前8時30分～午後5時30分
7 海老名市コミュニティ防災センター	午前 9時～午後9時
8 教育センター	午前9時～午後5時30分
9 青少年相談センター	午前9時～午後5時30分
10 中央公民館	午前9時～午後9時
11 郷土資料館(温故館)	午前9時～午後5時30分
12 青少年会館(括弧内は日曜)	午前9時～午後9時 (午前9時～午後5時)
13 図書館(括弧内は日・月・火・土曜・祝日)	午前9時～午後7時 (午前9時～午後5時30分)
14 コミセン・文化センター	午前9時30分～午後9時30分

※上記以外は各施設にお問合せください

市では、7月1日から市役所を含む一部の施設でご利用時間を延長しました(右表参照)。なお、施設の休館日、受付時間等の詳細については、各施設にお問い合わせください。

行政経営課 (☎235・4697)。

柏ヶ谷小・上星小・今泉中 3校で一部教室を一般開放

市教育委員会では、9月から学校の余裕教室を市民のみならず構成する団体に開放します(原則として学校側で利用しない日・時間に限り)。なお、楽器の使用など大きな音の出る活動や施設等を損傷する恐れのある活動はできません。

▽対象 市内で活動し、市内在住・在勤・在学者が半数以上の団体 ※事前に団体登録が必要です
▽開放する教室 柏ヶ谷小、上星小、今泉中の各1教室
▽開放時間 平日 午後6時～9時
▼土・日・祝

臨時納税窓口を開設

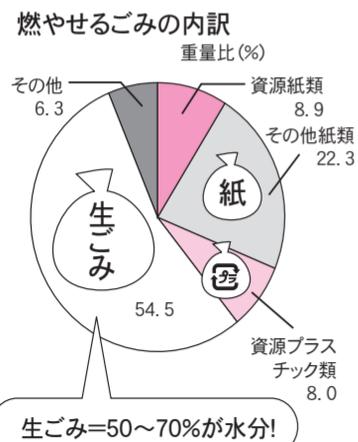
7月は第1・3土曜以外にも次のとおり納税窓口を開設します。▽日時 7月22日(土)・23日(日)・29日(土)、午前8時30分～正午

▽会場 収納課(市役所2階)▽内容 市県民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税などの納付および納税相談。

※納税には便利な「口座振替」をご活用ください。

収納課 (☎235・9395)。

夏場の生ごみは水切りを



市では、今年5月に燃やせるごみの日に出されたごみの内訳を調査しました。その結果、燃やせるごみのうち、生ごみは54.5%を占めていました(重量比=左図)。

生ごみとして捨てられた肉・魚・野菜などは、50～70%が水分といわれています。夏場は、水気の多い食品が山積みになり、ごみの水分割合が増加します。生ごみに含まれる水分は、悪臭の原因にもなりますので、水切りの徹底にご協力ください。

●水切りネットでしぼれば10%減

水切りネットを使い、手でしぼるだけで約10%の水分を減量できます。また、生ごみ処理機を利用するのも大きな効果があり、市では同処理機の購入助成を行っています。なお、市ではダンボール箱で気軽に始められる生ごみの処理方法も紹介しています。詳しくはお問い合わせください。

資源対策課 (☎235・4922)

便利です!「えびな安全・安心メールサービス」
登録は ebn-i@posh.jp まで空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ